

検討項目へのコメント

八木 和則

(1) 会計不正への対応のあり方

- ・「職業的懐疑心のより積極的な発揮」は、どなたも反対されない事項ですが、問題はそのため会計士への教育訓練の充実、懐疑心が押し折れない監査法人内での体制、監査法人の独立性を担保する仕掛けの検討が重要かと考えます。

(監査役による任免権だけで充分とはいえないかと思えます)

- ・「不正対応基準」(仮称)の位置付けは、会計処理に疑念が生じた場合の、監査モードの切りかえ時には、監査ガイド・マニュアルとしては役立つと思えますが、通常監査の手順・プロセスに遵守すべき事項として入れる場合には、監査工数・コストとの関係を充分検討する必要があると思えます。

(2) 会計不正リスクに対応する監査計画の策定等

- ・事前に会計不正リスクまで視野に入れたリスク・アセスメントするのは必要と考えます。
- ・会計不正が疑わしい時に、抜き打ち的な手法を使うことは、監査モードの切りかえとして取りうる方法と思えますが、通常監査時に、抜き打ち的な手法を使うことは、相互信頼の上で疑問があります。現場の対応工数も気になります。

(個人的には、監査法人側が必要と考えているのなら反対はしませんが)

本来は、内部監査部門等との連携等でカバーするべきではないでしょうか。

- ・「会計不正の端緒が発見された」時は、監査計画の見直しは当然かと思えます。

(3) 会計不正リスクが高い場合等

- ・これこそモードを切りかえて、「不正発見型監査」にシフトすべきかと思えます。

「職業的懐疑心の発揮」は不正会計リスク時だけではなく、通常監査時にも保有すべきです。

(4) 会計不正に関する監査事務所の体制

- ・本件は、〇社の事例でも指摘されていました。
- ・本件は、大手・準大手クラスであればご指摘の事項への対応は可能かと思えますが、中小監査法人では、内部統制の体制が充分ではありませんので、協会等からの教育・サポートが必要かと思えます。

(5) 監査人間や監査役等との連携

- ・監査チーム内&監査法人内の協議・情報共有は積極的に行うべきと考えます。
- ・他監査法人との連携(反面調査)は、現実的な実現可能性の範囲を検討すべきかと思えます。
- ・監査役との連携は、前回は発言させていただきましたが、問題があれば監査役を巻き込むことが重要かと思えます。

(6) 引継ぎ

- ・本件は昨今の事例への反省を含めて、検討すべきかと思います。
現行基準でもルールはありますが、具体的な確認事項を明記すべきかと思います。

(7) 監査報告書の記載内容

- ・個人的には賛成ですが、このことによる影響も含めて、検討を深めたいと考えます。
特に、監査法人サイドの意見も伺ってみたい。

(8) 関連して検討が必要と指摘された事項

- ・上場廃止ルールは、あくまで、東証等上場管理機関の責任の下で決定される事項と考えます。
監査法人の意見表明（不適切、不表明）がいきなり上場廃止に直結しないと理解していますが、不適切・不表明はレッド・カードであり大変重いと考えます。
- ・このため限定付意見に幅を持たせてイエロー・カードとして活用できればいいと考えます。
この場合には、合わせて「調査期間制度」の導入を検討すべきかと思います。

□その他

- ・(4)の監査事務所の体制にも関連することでコメントいたします。
大雑把な分類ですが、監査法人を仮に格付けしてみると、四つに分かれるのではと考えます。
「A」は、概ね的確・適正は監査を実施しており、基本的に問題がない
「B」は、留意すべき指摘事項は散見されるが、協会のレビュー等で改善がなされる可能性が高い
「C」は、留意すべき指摘事項が多く、協会のレビューだけでは自律的な改善が充分にできない状況にある
「D」は、専門的資格の下に監査業務を実施しているが“職業的倫理観”が欠如している
「A」「B」は通常の協会レビューが有効に機能すると考えますし、(4)への取組も可能か
と思います。
「C」については協会指導の教育・サポートの仕組みが必要かと思います。
また、「D」については、厳格な対応が必要と考えます。